

くらしのちえ

第174号

2019年
3月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

トラブルなく、上手に 引越をしましょう



就職・進学・転勤などにより、3月半ばから4月初めにかけてが1年のうちで一番引越が多くなります。新しい生活が気持ちよくスタートできるように、トラブルのない引越をしましょう。

引越の流れ

引越の準備は、とても煩雑で大変です。
うっかり忘れがないように、専用のファイルやノートを用意しましょう。

- ・複数の運送業者から見積を取って事業者を決める
- ・賃貸住宅を退去する場合は、解約の申し出時期、方法を確認
- ・転居先の下見、窓のサイズや、コンセントの位置を確認し、家具の配置を考えておく

- ・現在の住まいの掃除
- ・使っていない物の荷造り
- ・新居の掃除
- ・新居の家具配置図を作る

<旧居において>

- ・当日まで使用していた寝具や食器の荷造り
- ・最終清掃・ごみ処分
- ・積み残し荷物の確認
- ・ご近所への挨拶

<新居において>

- ・電力会社、ガス会社、水道局へ連絡
- ・荷物の数が合っているか確認
- ・引越作業で、住宅や家財にキズが付かなかったか確認
- ・引越料金の清算



- ・役所手続き(転出届・印鑑登録証の返却・国民健康保険など)
- ・銀行、保険会社への住所変更や郵便物の転送手続き
- ・電力会社、ガス会社、水道局、ネット事業者へ連絡
- ・使っていない物の荷造りと不用品の処分

- ・冷蔵庫の中を空にし電源を抜く
- ・引越当日の段取りチェック
- ・手持ち品の確認(貴重品、現金など)

- ・荷物破損などの確認
- ・転入手続きなど役所の手続き
- ・ご近所への挨拶
- ・各種住所変更手続き

運送業者とのトラブルを防ぐために

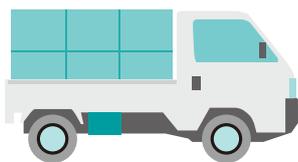
引越の直前になって運送業者を探しても、集中する時期は見つからないことがあります。引越が決まったら、早めに複数社から見積を取りましょう。見積は、基本的に無料です。見積書は必ず受け取り、料金や日時、作業内容を確認しましょう。

トラブル1

引越希望日に、引き受けてくれる事業者が見つからなかった。インターネットで調べ、やっと見つかった事業者に依頼したが、荷物の積み残しが出てしまった。見積書は受け取っていない…

【ポイント】

- ・電話やインターネットで見積もりができる事業者もたくさんありますが、入力間違いや打合せ不足による勘違いなどで、引越当日、トラックに積みきれないなどのトラブルがあります。なるべく、直接来訪してもらって、荷物の量を確認してもらい、見積書を受け取りましょう。
- ・運送業者に、荷造りや荷解きまで依頼するのか、エアコンの取り付け・取り外し、パソコンやピアノの運送はどうなるのかなど、気になることはきちんと確認し、見積書に記載してもらいましょう。
- ・引越時期によって、かなり見積額が違います。時期をずらせないか、検討してみましょう。



混載便なら、安く引越できるって言われたけれど…

同じ方面に行く複数の顧客の荷物を一つのトラックに積み合わせて運ぶシステムです。値段が安いのが特徴ですが、最後は小さなトラックに荷物を積み替えることとなります。また、通常は引き渡し期日は指定できません。

混載便ってなに？

トラブル2

見積に来た運送業者が、「今なら特別に安くできる」と言ったので、申し込んだら、すぐに、車から荷造り用の段ボールを持ってきた。後日、他の事業者から安い見積もりの提示があったので、当初の事業者にキャンセルを申し出たら段ボールの返品を求められた…

【ポイント】

- ・契約した事業者をキャンセルする場合、受け取っている段ボール箱は返品しなければならず送料などでトラブルになりがちです。
- ・安易な気持ちで契約はせず、事業者を決めるまでは、段ボールなどの資材は受け取らないようにしましょう。

2018年6月、標準引越運送約款(国土交通省告示)が改正され、解約・延期料に関する規定が以下のように変更されました。

改正前

- ・見積書記載内容の変更の有無を荷物の受取日の**2日前**までに確認
- ・当日の解約・延期……運賃の**20%**以内
- ・前日の解約・延期……運賃の**10%**以内
- ・前々日の解約・延期…**無し**

改正後

- ・見積書記載内容の変更の有無を荷物の受取日の**3日前**までに確認
- ・運賃及び料金の**50%**以内
- ・運賃及び料金の**30%**以内
- ・運賃及び料金の**20%**以内

トラブル3

引越後、しばらく経って、荷物の整理をしている時に、衣類を入れた段ボール箱が一つ足りないことに気づいた…

【ポイント】

- ・標準引越運送約款では、荷物の紛失・破損などで運送業者に責任を求めるためには、荷物の引き渡しを受けてから、3か月以内に申し出ることになっています。引越後、荷物が揃っているか、壊れていないかをすぐに確認しましょう。
- ・引越のあわただしい中で、処分してしまったことを忘れてしまう場合もあります。何を処分して、何をどの箱に梱包したか、ノートにメモし、段ボール箱にはナンバリングしましょう。
- ・高級家具や骨とう品など運送上特段の注意が必要なものについては、契約時に忘れずに申告しましょう。

賃貸住宅をめぐるトラブルを防ぐために



旧居から出るとき

・解約の申し出時期や、申し出方法について、契約書で確認しましょう。

⇒「2か月前までに申し出ること」と契約書に定められている場合、1か月前に解約を申し出ると、居住していても1か月分の家賃を支払う必要があります。

・退去時には、きれいに掃除をして、部屋にゴミなどを残さないようにしましょう。

⇒汚れた状態で、家財やごみを残したままにすると、原状回復費用やゴミの撤去費用などを請求される場合もあります。

・退去時の部屋の状態を貸主と一緒に確認しましょう。貸主が立ち会えない場合、写真などを撮って記録しておきましょう。

⇒退去時に部屋を元の状態に戻すための清算方法は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を基準に考えます。借主の負担は、故意・過失や通常の使用 방법에反する使用などによって生じたキズ等を修復するための費用となります。清算にあたっては、賃借人の負担割合を検討したり、経過年数を考慮する場合があります。

他方、次の入居者を確保する目的で行う設備の交換やリフォームは、貸主が負担すべきと考えられています。

(原状回復をめぐるトラブルとガイドライン
(東京都賃貸住宅トラブル防止ガイドライン

URL <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf>
URL http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-6-jyuutaku.pdf

新居に入るとき

・鍵を受け取る時は、仲介業者か貸主に立ち会ってもらい、双方で部屋の状態を確認し記録しましょう。仲介業者や貸主の立ち合いがない場合は、壁紙や設備などの状態を写真に撮って、メールなどで送っておきましょう。

まとめ

引越契約は「見積書」に、賃貸契約は「賃貸契約書」に、契約者間の取り決めが記載されています。契約内容に間違いがないか、十分に確認しましょう。
わからない時や、納得できない場合は、再度の説明を求めましょう。

台東区消費生活サポーターの活動を報告します!

「台東区消費生活サポーター養成講座」を受講し、「消費者検定」3級以上に合格された方が、サポーターとなって活動しています。主な活動内容は、消費者被害防止を目的とした出前講座などでの啓発活動です。今回は平成30年度下半期の活動をご報告します。

おしかけ出前講座

12月に三筋老人福祉館、1月に入谷老人福祉館で出前講座をしました。講座では、「架空請求ハガキ」の事例についてわかりやすく紹介しました。また、サポーターが考えた「消費者川柳」を皆さんにお伝えしました。



消費者心構え 川柳

一人で悩まずに

おかしいな
消費生活センター
まず相談

「あなただけ」
「今だけ」「タダで」
あやしいぞ

悪質業者の
あまい言葉に
注意しよう

事務局より



平成30年度には新たなサポーター7名が加わり、登録者は30人を超えました。今後も高齢者施設で行う教室などにお伺いします。ぜひサポーターの今後の活動にご注目ください。

また、来年度も「消費生活サポーター養成講座」を開催予定です。「消費者問題に関心がある」「身近な人が消費者被害にあった」「地域の人たちのサポートをしたい」など興味のある方はサポーターになって一緒に活動してみませんか。

こんな相談が増えています!

最近の相談で多い事例をまとめました。気になる方や不安な方は、台東区消費生活センターまでお気軽にご相談ください。



①通信販売

- ・インターネットショッピングで商品を注文したが、商品が届かない。又は全く違う商品が届いた。
- ・「今ならお試し〇〇円」という広告を見て注文したら、数か月継続する定期購入が条件になっていた。

②情報商材・サイドビジネス商法

- ・SNSで知り合った人に「簡単に稼げる仕事がある」と誘われ説明会に行き、高額な投資用DVDを購入したが全く儲からない。

③訪問販売

- ・自宅に訪問され、考える時間もないままに「高額な住宅リフォーム」の契約を勧められた。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



注意! 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

などの架空請求のはがきが送付されています。
こんなはがきが届いても無視しましょう。
不安な場合は
台東区消費生活センターに
ご連絡ください。

